

第1条 中部日本吹奏楽コンクール富山県大会は、富山県学校吹奏楽連盟に加盟する団体（1団体1部門）が参加して実施する。

第2条 実施会場は、その年毎に富山県学校吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第3条 理事会は毎年3月末までに、その年の中部日本吹奏楽コンクール富山県大会の実施場所など必要事項を決定する。

■ 実施部門および参加人員

第4条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は該当する部門に参加するものとする。

- (1) 中学校小編成の部
- (2) 中学校大編成の部
- (3) 高等学校小編成の部
- (4) 高等学校大編成の部

第5条 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。

- (1) 中学校小編成の部 30名以内
- (2) 中学校大編成の部 50名以内
- (3) 高等学校小編成の部 30名以内
- (4) 高等学校大編成の部 55名以内

■ 資格

第6条 各部門の参加資格は次のとおりとする。

- (1) 中学校の部
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園および義務教育学校内小学校児童の参加は認める。）
- (2) 高等学校の部
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒の参加は認める。）ただし、高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

■ 参加制限

第7条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第8条 指揮者（その団体の常任指揮者とする）は課題曲、自由曲とも同一人が指揮をする。指揮者は同一部門の二団体以上を指揮することはできない。

- 第9条**
- イ) 2年連続県代表団体は翌年度の出場はできない。
 - ロ) 中部日本吹奏楽コンクール本大会に本県より推薦する団体数は、中部日本吹奏楽連盟が定めるところによる。
 - ハ) 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

■ 課題曲・自由曲および演奏時間

第10条 イ) 編曲について

著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

ロ) 編成について

課題曲は指定された編成を尊重する。

自由曲は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とし、コントラバス、エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認める。

ハ) 演奏順序

出場団体は必ず課題曲、自由曲の順に演奏し、審査を受けるものとする。

第11条 演奏は課題曲、自由曲合わせて12分以内とする。

第12条 演奏時間が超過した場合は失格とする。

第13条 出演順は団体代表者により抽選で決める。

第14条 審査員は常任理事会にて選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

第15条 表彰は各部門とも、金賞、銀賞、銅賞の3グループにわけ表彰する。

■ その他

第16条 その他コンクール開催上の細目については実行委員会が定める。

第17条 この規定は本連盟の理事会の議決により改定することができる。

中部日本吹奏楽コンクール富山県大会審査規定

富山県学校吹奏楽連盟

第1条 この規定は中部日本吹奏楽コンクール富山県大会実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は課題曲100点、自由曲100点とし、合計200点満点で評価する。ただし、自由曲のみの部門は、自由曲を100点満点で評価する。

第3条 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の3段階のグループ分けを行う。

第5条 第4条による結果は審査員の了承を得る。

第6条 審査講評は出演団体に渡す。

第7条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

平成 4年 6月10日 実施

平成 6年 5月11日 改定

平成10年 4月18日 改定

平成18年 5月20日 改定

平成21年 5月23日 改定

平成22年 6月 3日 改定

平成25年 5月30日 改定

平成27年 5月14日 改定

平成29年 5月11日 改定